

2017年6月9日

株式会社あそしあ少額短期保険  
 関東財務局長（少額短期保険）第11号

関係各位

**新家財総合保険『わが家の保険』新特約の取扱開始**


株式会社あそしあ少額短期保険（本社：東京都千代田区 代表取締役社長：栗沢研丞）は、2017年6月1日より、主力商品である新家財総合保険『わが家の保険』の補償を拡大し、不測かつ突発的な事故でお部屋が破損・汚損されたときの、貸主に対する損害賠償責任を補償する新特約「借家人賠償責任担保拡張特約」を取扱開始しました。

【概要】

新特約「借家人賠償責任担保拡張特約」は、不測かつ突発的な事故でお部屋が破損・汚損されたときの、貸主に対する損害賠償責任を補償いたします。

これまでは、貸主に対する損害賠償責任の範囲は、火災、落雷・爆発、水漏れに限定されていましたが、本特約をセットすることにより、日常生活でついつい起こしてしまう事故に対する補償が加わります。従来のプランに、2年間で1,000円（1年間で500円）という低廉な保険料の追加で、本特約の付加が可能であり、賃貸住宅の貸主様、入居者様の双方にとってメリットの大きな改定と考えております。

- ＜例＞
- ・部屋の模様替えで、家具を移動した際に壁に穴をあけた場合
  - ・誤って物を落とし、床に穴をあけてしまった場合
  - ・子どもが室内で遊んで、仕切り戸を壊してしまった場合

貸主に対する賠償責任		従来プラン		 保険料 + 1000円 (2年) または 500円 (1年)	新プラン 借家人賠償責任担保拡張特約 付	
原因となる事故	火災	借家人賠償責任担保特約	○		借家人賠償責任担保特約	○
	破裂・爆発		○	○		
	給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ		○	○		
	その他不測かつ突発的な事故	× 補償なし		借家人賠償責任担保拡張特約	○	

※従来のプランに1,000円（保険期間2年）もしくは500円（保険期間1年）の追加となります。  
 ※お部屋の破損・汚損が補償対象となります。契約者が所有する家財の破損・汚損は対象となりません。  
 ※従来のプランも引き続きご契約いただけます。

以上

ご参考

【 株式会社あそしあ少額短期保険 会社概要 】

設立 2007年4月27日  
資本金 2億円  
所在地 〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-5 九段北 325ビル 2階  
登録番号 関東財務局長（少額短期保険）第11号  
取締役 代表取締役社長 栗沢 研丞 (Kensuke KURISAWA)  
URL <http://www.associa-insurance.com>

【 少額短期保険業者（いわゆるミニ保険会社）について 】

- 保険業として、金融庁（財務局）による検査・監督のもと事業を展開
- 保障性商品の引受け
- 保険金額が少額、保険期間1年（損害保険分野については2年）以内の保険取扱い

本件に関するお問い合わせ

株式会社あそしあ少額短期保険 電話：03-3265-9290  
社長室 松野 [t.matsuno@associa-insurance.com](mailto:t.matsuno@associa-insurance.com)  
原田 [i.harada@associa-insurance.com](mailto:i.harada@associa-insurance.com)  
<http://www.associa-insurance.com>